

○男女共同参画推進条例・社会づくり推進事業の概要

1 男女共同参画会議

(1) 会議の役割

条例に基づき、男女共同参画に関する政策及び重要事項を審議する機関であり、県男女共同参画計画の策定（第9条）及び進行管理や施策の推進状況のチェックも行う。

(2) 委員 10名

(3) 検討内容

第3次男女共同参画計画及び女性活躍推進計画の策定及び第2次男女共同参画計画(中間改定)の進行管理、県の関連施策の推進状況、年次報告の確認等(4~5回程度開催)

※ 過去の開催状況等は県のホームページの「男女共同参画会議」で公開。

2 市町男女共同参画担当者会議

(1) 目的

市町の男女共同参画行政担当者が一堂に会し、社会経済環境に的確に対応した男女共同参画への知見を深めるとともに、県と市町との連携を強化し、地域の特性に応じた施策を効果的に行う。

(2) 内容 ・男女共同参画及び女性活躍推進に係る国の施策について

- ・県計画及び県の関連施策について
- ・各男女共同参画センターの取組について
- ・市町等意見交換

(3) 対象 ・各市町男女共同参画担当課長及び担当職員 ・各地方局総務県民課長及び男女共同参画担当者 ・県内男女共同参画関係機関（センター）

(4) 開催時期 未定（昨年度は4月12日開催）

3 市町男女共同参画推進学習支援事業

市町が実施する男女共同参画に関する学習会等（市町の男女共同参画推進施策検討等を含む）について、県内有識者や県職員をアドバイザーとして派遣し、男女共同参画の理解を促進する。

(1) 対象：市町が主催又は共催する職員又は地域住民向けの学習会

(2) テーマ(例)：愛媛県の男女共同参画の現状、ひめボス、男女共同参画の視点で考える防災等

【事業実施状況】

- ・令和元年度：15市町（今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、鬼北町、愛南町）
- ・平成30年度：11市町（今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、久万高原町、鬼北町、愛南町）

4 男女共同参画推進地域ミーティング開催事業

(1) 概 要

地域のリーダーが参集し、地方局職員や市町職員とともに男女共同参画社会づくりに向けた地域の課題について、様々な立場から検証し、解決策を見出し、実践していくためのミーティングを開催することによって、地域における男女共同参画社会づくりを一層推進するとともに、若い世代も交えた気運の醸成を図る。

(2) 実施主体 各地方局男女共同参画推進班（管内市町と共催）

(3) 内 容 講演、グループワーク

5 男女共同参画社会づくり推進県民大会の開催

県民の意識啓発のため男女共同参画週間中に大会を開催する。

※例年は「パートナー・ウイークえひめ」期間中に開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため延期を決定（実施時期は未定）。

○えひめ女性活躍加速化事業の概要

1 ひめボス宣言事業所推進事業

専任のひめボス推進アドバイザーを設置し、事業所訪問による宣言事業所の新規拡大に加え、自主目標の達成等を要件とした新たなランク制度（ひめボス事業所 plus、plus+）の周知及び要件達成に向けた具体的な取組促進等の既宣言事業所へのフォローアップを行う。

あわせて、ひめボスパワーアップセミナーを開催し、研修や情報交換を行う。

○アドバイザー数 1名

○アドバイザー派遣数 170事業所（新規50事業所・フォローアップ120事業所）

○ひめボス事業所 plus（plus+含む） 30事業所以上

2 ひめボスブラッシュアップ事業

経営戦略としてのひめボスの具体化に意欲ある事業所を公募し、コンサルティングを実施することで成功モデルを推進し、終了後も自走できるような組織づくりに取り組む。また、成功モデルは事業所間で情報を共有し、ひめボス全体の活性化、ひいては女性活躍の拡大・加速化や地域活性化を図る。

○対象事業所数 3事業所

3 ひめボスマンター制度推進モデル事業

県内の大半を占める中小事業所の要望を受け、ひめボス宣言事業所を対象に、組織・職種の枠を超えたオリジナルのメンター制度を構築する。メンター、メンティ双方の人材育成を図り、女性の登用等を推進し、女性が活躍できる環境整備の促進を図る。

次世代の女性の意欲喚起や育成を図るため、新たに若い女性社員や学生向けのメンターカフェプラスを開催する。

○マッチング数 30組程度

○面接回数 1組につき、年3回以上

4 ひめボス交流会開催事業

ひめボス宣言事業所におけるこれまでの取組事例や成果についての発表を行い、具体的な取組みを促進するとともに、女性とトップとの交流の輪を広げ、企業間の情報共有を図る。あわせて、女性活躍に係る基調講演を実施する。

5 未来のひめボス育成事業（ゼロ予算事業）〈県事業〉

松山大学との共催セミナーを開催し、未来のひめボスを育成する。

○男性の家事参画推進事業の概要

1 男性の家事参画プロジェクト事業

家事を楽しみ、積極的に取り組む男性（カジダン）の育成を目指し、家事实践のノウハウ等を学ぶ「カジダン実践講座」の開催、当該講座等で使用する「カジダン育成ハンドブック」の作成、カジダンリーダーを核としたネットワークの構築を行う。

○カジダン実践講座 3回以上

○カジダンリーダー 6名程度

2 男性の家事参画環境づくり事業

大学生と企業の人事担当者が参加する講座を開催し、共働きを可能にする就業規則や職場環境に関する提言を取りまとめ、その成果を県内企業に提供することで、若者の視点からカジダンが活躍できる職場改革に取り組む。

○DV防止対策推進事業の概要

1 DV防止対策推進会議

- (1) 概要 ドメスティック・バイオレンスの防止に関する県の施策への提言等
- (2) 委員 10名（学識経験者、司法関係者、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、報道関係者、民間支援団体関係者）
- (3) 開催時期 年1回程度（昨年度は10月開催）
※ 過去の開催状況等は県のホームページで公開。

2 DV防止対策連絡会

- (1) 概要 各相談機関において連携が必要な事例の検討、情報交換 等
- (2) 参加者 各市町担当課、県庁関係各課、警察本部、相談機関 等
- (3) 開催時期 未定（昨年度は4月開催）

3 DV防止対策連絡会 地域ブロック別担当者会

- (1) 概要
担当者のスキルアップ及び連携を強化するためのワークショップ、意見交換 等
- (2) 参加者 各市町担当課、各地方局地域福祉課、管内警察署、各種支援団体等関係機関の担当者 等
- (3) 開催時期 連絡会 未定（昨年度は4月開催）
ブロック会 未定（昨年度は12月～1月開催）

4 研修会への講師派遣事業

DVを発見する可能性の高い医療関係者や社会福祉関係職員等を対象とした研修会に講師を派遣することにより、通報、情報提供、被害者保護についての理解を促進するとともに、地域や職場における研修（出前講座）に講師を派遣することにより、あらゆる場における県民に向けたDV防止啓発に努める。（随時）

○対象 一般県民、医療・救急関係者、教育関係者、社会福祉関係者 等

5 若い世代に対するDV未然防止講座開催事業

大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたDV未然防止講座を開催し、DVに対する正しい認識と男女が対等でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供することにより、若い世代が将来にわたってDVの加害者にも被害者にもならないよう啓発に努め、併せて教職員や保護者の理解も深める。

○対象 県内の大学・短期大学、専修学校等の学生、高校生等

○開催時期 令和2年6月～12月（予定）

6 中学校・高校教職員に対するDV未然防止教育研修事業

県内中学校及び高校において、教職員を対象として、DVに関する学習の進め方等について学ぶ研修を実施し、学校におけるDV未然防止教育の実施を促進する。

○対象 県内の中学校・高校等の教職員 各3校程度で開催

○開催時期 令和2年6月～12月（予定）

○愛媛県男女共同参画センターの概要

1 施設機能

女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じ、男女共同参画の推進を図るために必要な業務

(1) 各種の研修及び相談の実施

※相談専用TEL:089(926)1644

一般相談 火～金 8:30～18:00

土・日 8:30～17:00

心理相談 月4回 13:00～17:00(臨床心理士)

法律相談 月3回 13:30～15:30(弁護士)

(2) 各種の行事又は集会に必要な施設の提供

(3) 配偶者暴力相談支援センターとしての業務

2 場 所 松山市山越町450番地
TEL:089(926)1633

3 施 設 1階 男女共同参画センター事務室、館長室、特別室、総合相談室、
ワーキングルーム、託児室、消費生活センター事務室、
展示啓発コーナー、コミュニティサロン、団体連絡室、印刷室、
ミーティングルーム、休養室、多目的ホール
2階 図書情報資料室、視聴覚室、第1、第2会議室、第3(円卓)会議室、
相談室、テスト室
3階 研修室、レクリエーション室、茶室、和室、作業室

4 運 営 平成18年4月～ 指定管理者((公財)えひめ女性財団)が運営

5 開 館 9:00～17:00(但し、貸館は21:00まで)

6 休 館 毎週月曜日(休日の場合は翌日)、休日、年末年始(12/29～1/3)

7 併設施設 愛媛県消費生活センター

【参考 (公財)えひめ女性財団について】

(公財)えひめ女性財団は、男女共同参画社会の形成に向けた県民への意識啓発や学習支援、家庭・地域・職場づくりの促進及び男女共同参画センターの管理運営を行う。

○主な事業

- ・男女共同参画センター管理運営事業(研修業務・相談業務・貸館業務等)
- ・調査研修助成事業
- ・えひめ男女共同参画フェスティバル開催事業
- ・男女共同参画こらぼねっとわーく開催事業
- ・えひめ女性財団出前講座開催事業

○えひめ性暴力被害者支援センター運営事業の概要

- 1 実施主体 愛媛県（公益財団法人えひめ女性財団に運営委託）
- 2 設置場所 非公開（電話番号のみを広報し、来所相談は予約制とする。）
- 3 開設時期 平成30年9月1日
- 4 業務体制

- (1) 所長 : 1名（県男女共同参画センター館長兼務）
- (2) チーフ支援員 : 1名（常勤、専従の相談・支援統括）
- (3) 支援員 : 2名（非常勤支援員のシフト制）

- 5 業務時間 週5日（火曜日～土曜日）9時～17時

※上記開所時間外はコールセンターによる電話相談対応

6 業務内容

- (1) 被害者相談支援運営・機能強化等

- ① 相談（電話・来所）

- ・原則チーフ支援員及び支援員2人で対応 ※来所面談は要予約
- ・同行支援 医療機関、警察、臨床心理士、弁護士、児童相談所等の関係機関

- ② 支援員養成研修

- ・スキルアップ研修（実務に関する研修受講及びケース検討会）
- ・看護職スキルアップ研修（性暴力被害者支援看護職研修（SANE））
- ・全国研修会参加（性暴力救援センター全国連絡会等全国研修会への参加）

- ③ 支援員受傷対策

- ・スーパーバイザー招へいによる対応困難事例検討会
- ・OJT及び臨床心理士によるカウンセリング
- ・メンタルヘルスセミナー実施

- ④ 広報・啓発

リーフレット、HP、広告掲載等

- ⑤ 連携機関会議等

センターの円滑な運営や機能強化を図るため、医療機関、弁護士、警察等関係機関で構成する連携機関会議等を年1回以上開催。

- ⑥ 法的支援

弁護士等への法律相談

- (2) 医療費等公費負担

（やむを得ない事情により警察に相談できなかった場合のみ。原則、同行支援により実施。）

- ・産婦人科等医療費

※初診料、初回処置料、診断書料、緊急避妊措置、性感染症等検査費用、人工妊娠中絶費用

- ・カウンセリング費